

令和4(2022)年度栃木県モデルルート作成・商談会等開催事業仕様書

1 委託業務名

令和4(2022)年度栃木県モデルルート作成・商談会等開催事業

2 事業目的

本県には、世界遺産「日光の社寺」やあしかがフラワーパークなどの世界的知名度を有する観光スポットのほかにも、一定の知名度を有する観光スポットが多数存在するが、周遊性に乏しいことから、新型コロナウイルスの感染拡大前、外国人観光客は目的とする観光地を楽しんだ後、県内の他エリアの観光地に立ち寄ること無く、当初の宿泊地に日帰りしたり、他自治体に赴いたりするなど、観光客の取りこぼしが大きな課題となっていた。

そこで、本事業では、県内各地の特徴を生かしつつ、外国人の好むルート等の開発に取り組むことにより、周遊性を高め、FIT (Foreign Independent Tour) 層の訪日旅行再開後の県内各地域への来訪と宿泊者数の増加を図ることを目的とする。

3 業務内容

本事業ではFIT層へ向け、栃木県国際観光推進協議会(以下、「協議会」という。)に加盟する県内17市町の知恵や意見を集約した、魅力的且つ現実的な周遊モデルルートを作成する。また、作成したモデルルートを周知するため、広告配信や、リーフレット等の作成を行う。また、モデルルートや県内の魅力をPRする説明会及び商談会を行う。

(1) 外国人向け周遊モデルルート作成及び周知

ア FIT層向け県内周遊モデルルートの作成

FIT層向け県内周遊モデルルート(以下「モデルルート」という。)を10ルート程度作成すること。

○協議会に加盟する全会員市町(以下、「会員市町」という。)から、FIT層に訴求力のある観光スポット等の聞き取りを綿密に行い、ヒアリング結果と受託者の知見を踏まえ、最適なモデルルートを作成すること。

(会員市町：宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、益子町、壬生町、那須町、那珂川町)

○現地取材は必須ではないが、モデルルートには会員市町からヒアリングした内容を盛り込み、各会員市町の観光スポットを少なくとも1つは含めること。

○モデルルートは「Visit Tochigi」Webサイト(<https://www.visit-tochigi.com>) (以下「Visit Tochigi」という。)に掲載している4つのカテゴリー(「Nature」「History」「Culture」「Food&Drink」)に分類したルートを作成すること。なお1つのルートに2つ以上のカテゴリーが含まれてもよい。

○モデルルートのうち、繁体語圏、欧米圏、タイのFIT層をメインターゲットとしたモデルルートを1つずつ作成すること。

○モデルルートは「Visit Tochigi」内「Suggested Itineraries」(<https://www.visit-tochigi.com/suggested-itineraries/>)に掲載することを想定し、以下の内容を盛り込むこと。

- ・ 出発地、終着地
- ・ 具体的な交通手段、移動時間

- ・ 観光地情報（150～300 文字程度の施設紹介文含む。）
- ・ 写真

- 交通手段等を含めて FIT 層が実際に回ることが可能な現実的なモデルルートとすること。
- 写真等の素材は、協議会または会員市町から提供を受けることが出来る。また、受託者の素材や、会員市町から提供された素材を使用する際は、受託者の責任に於いて著作権等の処理を行い、原則として今後協議会が自由に利用できるものとする。
- モデルルートは日本語で作成し、英語、中国語（繁体字・簡体字）、タイ語にそれぞれ翻訳を行うこと。翻訳内容は翻訳対象となる言語を母国語とし、かつ日本語を解する翻訳者 2 名以上による確認を行い、翻訳の正確性を確保すること。
- 作成したモデルルートは Word もしくは Excel 等のデータにまとめ、電子媒体に記録したものを提出すること。（「Visit Tochigi」への掲載は協議会が行う。）

イ 誘導広告配信

「Visit Tochigi」内「Suggested Itineraries」（<https://www.visit-tochigi.com/suggested-itineraries/>）内のページをランディングページとし、適切なユーザーを設定の上、バナー広告等を配信すること。

- ターゲットは台湾、香港、アメリカ、タイ、中国の FIT 層とし、2 言語圏以上のターゲットへ向けて、広告配信を行うこと。その際、台湾、香港、アメリカ、タイ、中国のユーザー順に優先して広告配信すること。
- 各市場のユーザーに対し効果的なバナー画像を作成すること。
- バナー広告の表示方法、掲載先等について根拠を示した適切な提案をすること。また、それ以外の効果的な周知方法に関する提案があれば、企画提案書に併せて記載すること。
- 広告配信費は 150 万円程度（バナー作成費・広告運用費含む）とすること。
- 目標とする合計クリック数は、20,000 回以上とすること。
- 目標で示した数値を達成した場合も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

ウ リーフレット等の作成

作成したモデルルートを周知するための、海外旅行博等で配布することを想定したリーフレット等を作成すること。

- リーフレット等のデザインは、写真を中心とした FIT 層へ訴求力のある意匠のものとする。
- 繁体字、英語で各 1,000 部以上作成すること。翻訳内容は翻訳対象となる言語を母国語とし、かつ日本語を解する翻訳者 2 名以上による確認を行い、翻訳の正確性を確保すること。
- リーフレット等は「Visit Tochigi」に掲載している 4 つのカテゴリー（「Nature」「History」「Culture」「Food&Drink」）を想起させるデザインとし、カテゴリーに分類したモデルルートを工夫して掲載すること。
- リーフレット等の AI 及び PDF データを電子媒体に記録したものを併せて納品すること。
- 納期は令和 4（2022）年 10 月末とし 3 回以上校正を行うこと。

(2) 観光情報説明会及び商談会の開催

会員市町や県内観光事業者（以下「セラー」という。）と旅行会社やランドオペレーター等（以下「バイヤー」という。）との観光情報説明会及び商談会（以下「商談会等」という。）をオンラインで実施すること。

ア 企画

商談会等に係る企画の提案をすること。

○開催日は令和5（2023）年1月～2月までの平日のいずれか1日とし、協議会と協議の上、決定すること。

○説明会の時間は20分～30分程度とし、本県の魅力及び作成したモデルルートを簡潔かつ効果的にPRする方法を提案すること。

○商談会の時間は参加者の負担にならない範囲で設定すること。また、設定時間内で十分な商談件数及び商談時間を確保できる方法を提案すること。

○商談会については参加者の意向を反映させた上での事前組み合わせ制とすること。

○新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る適切な対策を行うこと。

イ 会場の設営、運営

(ア) 会場の設営

オンラインでの商談会等の実施に必要な各種設営を行うこと。

○商談会等を円滑に実施できるよう、必要となるパソコンや通信機器等を手配するとともに、オンライン上での環境設定など、必要な調整を行うこと。なお、受託者が手配するパソコンは商談会等の運営のために受託者自身が使用するものに限ることとし、その他の商談会等参加者が使用するパソコンの手配は含まない。

○安定したオンライン環境を確保できないセラーのため、県内に会場を手配すること。（なお、協議会で県庁内会議室を会場として無償で提供することも可能である。）

○県内会場において、机、椅子、必要な備品等の配置を行うこと。

(イ) 会場の運営

商談会等の円滑な進行のため、適切な運営を行うこと。

○運営に必要十分なスタッフを配置すること。

(ロ) 資料の作成等

商談会等にて使用する資料の作成、印刷及び提供を行うこと。

(ハ) リハーサルの実施

商談会等を円滑に実施するため、商談会等参加者のうち、セラーを対象としたリハーサルを行うこと。

○セラーが参加しやすいよう、実施時間を変えるなどして複数回行うことが望ましい。

ウ 参加者の募集等

(ア) 旅行会社やランドオペレーター等の募集

バイヤーの募集及び取りまとめを行うこと。

○バイヤーは、訪日旅行商品を扱う現地海外旅行会社や、その日本支社、ランドオペレーター等を中心に募集を行うこと。

○バイヤーの選定に当たっては、成田空港又は羽田空港を起点とするインバウンド向け旅行商品の造成及び販売実績が豊富で、かつ栃木県を含む商品造成に意欲的な事業者を選定すること。

○参加するバイヤーは10社以上とし、協議会と協議の上、決定すること。

○バイヤー側の参加者は日本語を解し、ツアーを企画・造成できる責任者とする。

○募集及び取りまとめは余裕を持ったスケジュールで行い、進行状況を随時協議会へ報告すること。

(イ) 栃木県内市町及び観光事業者の募集等

セラーの募集及び取りまとめを行うこと。

○会員市町を通し広く商談会等の実施を周知し、参加者を募ること。

○県内観光事業者については、作成したモデルルートで紹介されている事業者を中心に募集するよう努めること。

○募集及び取りまとめは余裕を持ったスケジュールで行い、進行状況を随時協議会へ報告すること。

エ 商談会の開催

(ア) 商談会ツール制作サポート

商談会ツールとして、参加する会員市町が希望する県内事業者の基本情報の他、販売手数料、最少催行人員、提供在庫等を記載する観光コンテンツタリフ（以下「タリフ」という。）のフォーマットを作成すること。

○タリフに記載する項目は、協議会と協議の上、決定すること。

○作成したタリフはWordもしくはExcel等のデータにまとめ、電子媒体に記録したものを協議会に提出すること。

(イ) バイヤーに関する情報の収集及び提供

バイヤーに関する情報（旅行商品の造成状況、客層、求めている情報等）を収集し、商談会等の実施に先立ち（遅くとも実施の1週間前までに）、協議会及びセラーへ提供すること。

(ロ) セラーに関する情報の収集及び提供

商談会等の実施に先立ち、セラーへタリフフォーマットを配布し（遅くとも実施の3週間前までに）、セラーが入力したタリフをとりまとめ（遅くとも実施の1週間前までに）、協議会及びバイヤーへ提供すること。

(ハ) 商談の組合せ

バイヤー及びセラーの希望する商談先を聞き取り、商談の組み合わせに反映すること。また、商談の組合せは商談会等の実施に先立ち（遅くとも実施の1週間前までに）、バイヤー、セラー及び協議会へ提供すること。

(ニ) 商談会等実施後のフォローアップ

商談会等に参加したバイヤーに対し、商品造成状況の確認等のフォローアップを行うこと。

○本県に係る新規商品造成や記事掲載があった場合は、その内容や消費者の反応等を聞き取ること。また、新規商品造成等がなかった場合は、その理由を調査すること。

(3) 実績報告書の作成

実施した事業内容を取りまとめた実績報告書を作成すること。

○報告書はA4サイズのカラー冊子とし、紙媒体2部と、報告書データを記録した電子媒体1部を提出すること。

4 総括責任者

受託者は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

5 企画提案書に盛り込む内容

(1) 企画提案者の概要

- (2) 企画提案内容（仕様書記載の業務内容に関する具体的な企画案）
- (3) 業務遂行人員体制及び業務スケジュール
- (4) 国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績
- (5) 見積額（概算及び内訳）

※ 記載順序は任意とする。

6 成果品

(1) 提出物

実績報告書：(A 4判) 紙媒体 2部及び電子媒体 1枚

モデルルート：日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、タイ語のデータを記録した電子媒体 1枚

モデルルートリーフレット等：英語、繁体字で各 1,000部以上

同リーフレット等の AI 及び PDF データを記録した電子媒体各 1枚

タリフフォーマット：データを記録した電子媒体 1枚

(2) 提出場所

栃木県国際観光推進協議会事務局

(栃木県産業労働観光部観光交流課内)

(3) 提出期限

実績報告書：令和 5（2023）年 3月 3日（金）

モデルルート：令和 4年（2022）年 9月 30日（金）

モデルルートリーフレット等：令和 4（2022）年 10月 31日（月）

タリフフォーマットデータ：令和 4（2022）年 11月 30日（水）

7 履行期間

令和 5（2023）年 3月 3日（金）

8 委託料

(1) 金額 6,100,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(2) 支払方法 業務完了後の精算払とする。

9 留意事項

(1) 事業の成果は、協議会に帰属する。

(2) 当委託業務の契約に関する費用（印紙代を含む。）は、受託者の負担とする。

(3) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、協議会及び受託者の両者協議により業務を進めるものとする。